

議案第7号

つくばみらい市農業委員会委員候補者選考委員会条例の一部を改正する条例

つくばみらい市農業委員会委員候補者選考委員会条例（平成28年つくばみらい市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第8条中「総務部総務課」を「農業委員会事務局」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

令和3年2月26日提出

つくばみらい市長 小田川 浩 印

提案理由

所管業務の見直しにより、委員会の庶務を行う部署を「総務部総務課」から、「農業委員会事務局」へ変更するため、条例の一部を改正するものです。

つくばみらい市農業委員会委員候補者選考委員会条例(平成28年つくばみらい市条例第21号)新旧対照表

改正案	現行
(庶務) 第8条 選考委員会の庶務は、農業委員会事務局において処理する。	(庶務) 第8条 選考委員会の庶務は、総務部総務課において処理する。